

令和5年第6回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月28日(水) 午後2時30分から午後3時45分

2. 開催場所 茅野市役所 議会棟大会議室

3. 出席委員 27名

農業委員 (18名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会長	牛山 義登	8	委員	柳澤 圭吾
17	会長代理	小林 修治	9	委員	前田 ちひろ
1	委員	田中 正代	10	委員	矢島 平一
2	委員	白鳥 誠司	11	委員	吉田 秀史
3	委員	矢島 勝秀	12	委員	堀内 友恵
4	委員	小平 開	13	委員	篠原 朋夫
5	委員	宮坂 直治	14	委員	小池 正雄
6	委員	伊藤 利幸	15	委員	濱 惣一
7	委員	渡邊 公人	16	委員	田村 和己

農地利用最適化推進委員 (9名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委員	細川 光夫	24	委員	竹村 俊治
20	委員	宮崎 博人	25	委員	帯川 孝男
21	委員	小林 正一	26	委員	牛山 浩文
22	委員	有賀 宣尚	27	委員	戸田 広史
23	委員	島立 雄幸			

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 農業委員会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任(13番:篠原朋夫、14番:小池正雄)

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第24号 農地法第3条の規定に依る許可申請について(12件)

議案第25号 農地法第4条の規定に依る許可申請について(3件)

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定に依る許可申請について(10 件)

議案第 27 号 農用地利用集積計画(貸借権設定)の決定について
(2 件)

議案第 28 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
(1 件)

議案第 29 号 農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
(3 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌倉 亮
事務局次長 吉田 哲郎
農業委振興担当 両角 将代志
主 任 長谷川 達也

7. 会議の概要

会長代理	<p>それでは定刻となりました。ただいまより第 6 回茅野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席者がありませんので、本総会は成立することを宣言いたします。それでは次第に従いまして 1 番、農業委員会会長招集あいさつということで、牛山会長よろしく申し上げます。</p>
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	<p>皆さん、こんにちは。令和 5 年度 6 月の定期総会へのご出席ありがとうございます。本日に蒸し暑い日が多くなり、蓼科山やハケ岳の上には夏雲が頻繁に見られるようになりました。昨日も霧ヶ峰や米沢地積では夕方、かなり降ったのではないかと思います。豪雨が心配される時期となりました。また 6 月は土砂災害防止月間となっていますが、奇しくも 6 月 2 日、山の方や原村では豪雨により、かなりの農地災害が出ました。また、下流の方では下水の水が流れずにトイレの使用制限がされたりと生活に不便が生じました。やはり自然災害というものは国土保全ということで、我々はその辺も考えながら守っていかなくてはいけないのではないかと痛感した次第であります。災害のあったところは、現在も復旧が続いておりますが、本格的な復旧作業はおそらく秋、収穫の終わった頃から来年にかかるのでは、と思います。大雨が心配なところですが、皆さんは日頃からの農地観察の中で、危険個所がありましたら市への情報提供や、区長さんに連絡をしていただくなど、未然に防ぐため、減災のためにご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>前々からお話していますが、市で定める地域計画に向かって我々も進んでいく訳ですが、県下全体では、村ではかなり進んでいるようです。市ではま</p>

	<p>だまだスロースタートのようです。またこれに省力化を図るためのキープポイントとなるのはタブレットということらしいのですが、どこの市町村でもあまり有効活用ができていないという具合らしいです。我々が先行しながらいじり壊すぐらいにやっていければと、思っています。いずれにしましてもこの中で一番の鍵は誰にその土地を託せるか、誰に作ってもらえるかということですので、皆さんのアンテナを高くしていただいて若い人たちとも会話をしていただければいいのかなと思っています。自分事ではありますが、一昨日南部センターで水稻とブロッコリーを作る若手農家さんと話をした時に、「地域計画という話は知らない」ということでありました。少し概要を話したところ、「できるだけ土地を集積したいし、経営規模拡大も図っていきたい」ということでした。しかしそんな話をあまりしたことがないということで、「若者同士でネットワークをつなげて参画できればしたいので、連絡をしてください」と言っていました。我々も積極的に若い人たちを取込んでいきたいと思えます。またその若者は以前、サラリーマンだったそうですが、農業はどうかと聞いてみると、「農業は大変だけどサラリーマン時代よりは“やりがい”がある」とおっしゃっていました。やはりこの“やりがい”というものを我々が大事に受け止めて大きくしていく、また農業は“やりがい”のある職業だという大きな潮流を作っていくことを農業委員会として声を挙げていきたいかなと思っています。是非、若者ひとりひとり、ちょっとしたことでもいいので声を掛けていただきたい。特に地元の人と話す機会を設けながらやっていきたいと思えますので、その節はお願いしたいと思えます。長くなりましたが、今回の審議はご通知した通り、件数が多くあります。その後タブレットの操作研修があります。タブレットがどの程度サクサク動くのか、ということも分かりませんが、迅速かつ慎重な審議にご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
会長代理	<p>ありがとうございました。 続きまして主要会務報告ということで、引き続き牛山会長をお願いします。</p>
2. 主要会務報告について	
議長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
代理	<p>続きまして議事録署名委員の選任については、13番の篠原朋夫委員、14番の小池正雄委員のご両名をお願いいたします。 続きまして総会の公開について、ということで、牛山会長をお願いします。</p>
4. 総会の公開について	
会長	<p>それでは審議に入ります前に、本日の総会の公開・非公開についてお諮りします。なお発言につきましては挙手のうえ議席番号・氏名を告げてからお願いします。本日の審議は事前にお知らせしました通り、農地法による許可申請は第3条申請が12件、第4条申請が3件、第5条が10件の計25</p>

	<p>件です。また農地利用集積計画の賃借権設定が 2 件、中間管理機構の所有権移転が 1 件、一括方式が 3 件ということで計 6 件になります。審議内容には個人的な情報が入っておりますが会議は原則公開として進めたいと思いますが、皆様にお諮りをいたします。公開で良いと判断される委員さんは挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員の賛同をいただけたということで本日の総会は公開で進めます。</p> <p>(傍聴者なし)</p>
<p>5. 審議</p>	
<p>議長</p>	<p>それでは審議に入ります。スムーズな進行にご協力をお願いします。</p> <p>議事日程第5審議、第 24 号議案「農地法第3条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順次事務局から説明をお願いします。</p>
<p>次長</p>	<p>申請番号 1 から 6 は関連がありますので一括にて説明いたします。</p> <p>田 6 筆、畑 5 筆の 2,998 m²、渡人は地元の方 6 名、受人は南箕輪村で農地所有適格法人を設立した代表者、個人での農地取得ということになります。こちらの法人は 5 月 25 日に会長及び事務局職員により農業委員会法 14 条に基づく立ち入り調査、また聞き取り調査を実施しています。基本的にこちらの農地を取得して営農型太陽光発電施設を設置して、下ではブルーベリーの生産を行いたいという内容です。営農型ですので今回立ち入り調査を実施させていただきました。内容としましては、『営農型を行う法人の主たる事業が農業であるかどうかの判断をするのが目的で、所在地に事業所・家屋・施設があるか確認を行いました。合同会社の事務所として借り上げた事務所があり、常時事務員が在席している状況でした。次に新規法人になるために 3 ヶ年の営農計画書で判断することになり、今後 3 ヶ年における農業と営農型の場合は売電収入も含むが売り上げの過半を占めるかどうかを確認するという内容で、ソーラーシェアリングの下ではブルーベリーのコンテナ栽培(寒冷地)を行うとして、目標収量の計画書の提出を受けました。また鉢植えブルーベリーの栽培だが設備は溶液栽培なのか、どのような設備の計画をしているのか、という質問に対しまして、ロックウールを利用した溶液栽培を計画している、土の場合よりも越冬に適しているとのことでした。設備や凍害に強い苗木の購入を予定しているとの回答を受けています。また生食用のブルーベリーということでしたので冷凍保存する設備の有無ということで収穫後急速冷凍するが、設備の購入はまだ行っていません。栽培経験については 12 年の方がいるとのこと、聞き取りで立ち合いをいただいた方が、今回の計画に携わっているということで、過去においては</p>

	<p>鹿村と協力してイチゴの生産に取り組んできた、松本の店舗からの受注生産を行い収益も上がっているということで、借金も無くなった段階で今回の計画に参画したという回答を受けました。またほかの市町村の申請状況はどうかということで、農地取得も含めた営農型を南箕輪村では令和5年5月9日に3条の許可を受けている、辰野町は令和5年1月に許可を受けている、今回箕輪町と茅野市において6月に申請を行い農地の取得を行う予定、としています。営農型の発電が出たところで書類をまとめて報告しますが、立ち入り調査を行ったうえで今回、土地の買収等に同意いただいた筆について今回3条による申請を行うという内容でした。</p>
議長	<p>申請番号1から6について、地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
15番委員	<p>6月20日、宮川地区委員4名で現地確認に行ってきました。案内図3-1から3-6をご覧ください。南側は一級河川、西側は線路に挟まれた細長い土地です。全体は6,900㎡ですが、今回は承諾を得られた地権者6名、11筆、2,998㎡の申請ということになります。11筆のうち1筆は金沢地積になります。申請地への進入路ですが、川に掛かった僅か幅2m長さ20mの鉄橋だけになり、大型機械は入れない場所で用途の限られた土地になります。数年前まで申請地全体を耕作していた大規模農業法人が解散したため現在、荒廃地となっています。荒廃地の解消や申請者の年齢が60歳以上ということで、今回の申請は問題ないと思われますので、ご審議をお願いしたいと思います。また受入は今回の申請地以外の土地も購入して営農型の太陽光発電、ブルーベリーのポット栽培をやっていきたいということのようです。購入は個人ですが、営農は法人が行うようです。いずれにしましても残りの地権者2名は相続等の申請を進めています。こちらもいずれ申請があるものと思われます。重複となりますが、今回の申請については問題ないと思われます。ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただ今の担当地区委員さん、並びに事務局からの説明について、質問や意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>私から補足いたします。法人を昨年立上げまして、今諏訪市の方でも計画をしているということです。いずれにしましても諏訪の会長さんとも話しましたが営農型太陽光発電につきましては、継続できる営農計画が必要だと、これが一番のポイントになるかと思っています。今回はブルーベリーですが、農業担当者は、以前下伊那の農業法人で働いており、イチゴとブルーベリーで実績を上げ、転職してきたとのことでした。先日の調査の際にも営農に力を入れていきたいとおっしゃっていました。その辺に希望を持ちたいと思ったところでございます。以上です。</p>

15 番委員	今回の 3 条申請はいいのですが、4 条の申請が出た時には、結局我々農業委員が営農という部分での見守りをしていかななくてはいけないのかなと思いますが、そのような見解でよろしいでしょうか。
議長	はい、営農型につきましては皆さん全国農業新聞を取っていただいていると思いますがその中で野村農相とか自民党の坂本さんが代表を務める、ワーキンググループの方々が営農型ソーラーシェアリングについて検討を進めている中では、やはり下で作る作物は、きちんと収穫できるものでないといけないと、電気の売電を主にしたものは認められないということになっています。国の方、また県の農業会議の方から全国的にも当初の国の進め方に不満があるようで、きちんとしてほしい、ということでもかなり質問や改善要請が出ていたようです。国の方もやはり今までの様にはいかないということで、もっと具体的なものを今年中には固めてくるということでもあります。我々も営農型につきましては確かにノーカーボンということで再生化エネルギー、大変必要な事かと思いますがやはりそこは切り分けていければいいなと思っています。15 番委員さんからもありましたが、4 条、5 条で出てくることもあるかと思いますが、皆さんには新聞等で情報を仕入れていただき、的確な審議をしていきたいと思っています。よろしくお願い致します。15 番委員さん、よろしいでしょうか。
15 番委員	はい。
議長	他に質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 1 から 6 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	全員賛成により、申請番号 1 から 6 は原案の通り決定いたします。
議長	引続き事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。
11 番委員	6 月 23 日、米沢地区委員 2 名で現地確認を行いました。案内図 3-7 をご覧ください。渡人と受人は共に同地区に在住、隣人同士での土地の売買ということになります。渡人は体力的に耕作が困難、受人は自宅の近くで耕作しやすいため農地を購入したいと希望されています。許可要件については全て満たしていると考えます。この売買は問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。ただ今の地区担当委員さん、並びに事務局からの説明について、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決に入ります。

	<p>申請番号 7 について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>全員賛成により申請番号 7 は原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして申請番号 8 番について説明をお願いします。</p>
次長	<p>こちらは本年 2 月に許可しました、米沢の営農型太陽光発電設備の下部の農地の空中に、区分地上権を設定するものです。その場合についても農業委員会の許可証が必要になるとのことで、地上権設定により営農に支障が無いこと及び株のうちの耕作者の同意があること等が判断基準とのことでした。</p>
11 番委員	<p>6 月 23 日、米沢地区委員 2 名で現地確認をまいりました。水田の上に太陽光ソーラーパネルを設置する営農型発電施設の追加案件となります。日本政策金融公庫から事業資金の融資を受けるために抵当権の設定と地上権の設定が融資条件にあるということです。地上権を設定したいとの申し入れです。基本的には 2 月に承認している申請の追加案件ですので、特に問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま地区担当委員さんから現地調査の報告がありました。私から補足させていただきます。この件につきましても県の常任委員会で、上田の営農型太陽光と合わせて問題があったことで、実際に収穫量は 8 割を目標にしてくださいということです。では実際にはどのようにするのかと言いますと、坪刈をやると県で決めたようです。ただし坪刈をやるにも太陽光があったら太陽光の下の面積に対しての坪刈でやってくれと、県の方はまとまっているようです。全体的でやれば 8 割を超えるかもしれませんが、太陽光の下だけになると、どうなるのかというのが今後の参考にするべき内容になるのかなど、思っていますので今後、営農型太陽光の申請があった時に参考にてできればと思っています。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。ただ今の地区担当委員さん、並びに事務局からの説明について、質問や意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>質問等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 8 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号 8 は原案の通り決定いたします。</p>
次長	<p>【申請番号 9 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
19 番委員	<p>6 月 22 日、玉川地区委員 4 名で現地を確認しました。案内図 3-9 をご</p>

	<p>覧ください。渡人は身体的不自由があり耕作が困難になったことから、土地の隣接地に居住する受人に相談しました。受人は自宅横の農地であり、渡人の申出に応えたいと希望しています。受人は現在家庭菜園を小さく行っており、自宅横の農地を取得後も全て家庭菜園として利用することから許可要件は満たしていると考えます。この所有権贈与は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただ今の担当地区委員さん、並びに事務局からの説明について、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)</p>
議長	<p>質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 9 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)</p>
議長	<p>全員賛成により、申請番号 9 は原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 10 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
22 番委員	<p>6 月 20 日、泉野地区委員 3 名で現地調査を行いました。案内図 3-10 をご覧ください。申請地には水稻が作付けされておりました。渡人は父が亡くなり相続をしたものの耕作ができず、現在耕作をしている方に譲りたいと希望しています。受人は渡人からの強い要望に応えたいとのことで、引き続き耕作をする予定です。受人の所有機械や技術、通作距離等を見ましても問題ないことから要件を満たしていると考えますのでこの贈与は問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただ今の地区担当委員さん、並びに事務局からの説明について、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)</p>
議長	<p>質問等がないようですので採決に入ります。 申請番号 10 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号 10 は原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>引続き事務局より説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 11 について議案書をもとに朗読】</p>
6 番委員	<p>6 月 20 日、泉野地区委員 3 名にて現地調査をしてきました。案内図 3-11 をご覧ください。渡人は高齢と手不足、地元には住んでいません。受人は農業経営拡大のため所有権を取得したいと希望しています。世帯員や機械</p>

	<p>の所有状況も問題ありません。受人は新屋、渡人は大家という関係でございます。現在は農地である所の草刈りがされており、申請地は2筆あります。南側の農地については問題ありませんが、道路側の農地については、大型車のタイヤが数多く積んでありました。駐車場として使用していたため碎石が敷いてあったため事務局に相談をしました。21日にはタイヤの処分、碎石については確約書が24日に私のもとに届きました。内容は「令和5年7月31日までに現状に復し、農地として使用することを確約します」といったことが書かれておりました。この売買については確約書がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま地区担当委員さんから現地調査の報告がありました。部分的に条件付きということでしたが、これにつきまして質問や意見等のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>質問等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号11について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号11は原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>引続き事務局より説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号12について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
26番委員	<p>6月24日、湖東地区委員3名で現地を確認しました。案内図3-12をご覧ください。渡人は遠隔地に居住しており財産処分のため売却を希望、受人は農業経営継続のため購入して水田として利用したいと希望しています。機械、労働力、経験など許可要件を満たしていますので、この売買は問題ないと見てまいりました。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地区担当委員さん、並びに事務局からの説明について、質問や意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>質問等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号12について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号12は原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程第5の議案第25号「農地法第4条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>

次長	【申請番号1について議案書をもとに朗読】
議長	地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。
24 番委員	6月24日、ちの地区委員2名で現地調査をいたしました。案内図4-1をご覧ください。申請地は国道から少し入った住宅地に位置します。申請者は現職があり人手不足により土地の維持管理が難しく、有効な土地利用について考えていました。周辺は住宅地となっており、共同住宅として入居者が見込まれることから本計画を立てました。隣接する農地はありません。雨水は敷地の中で地下浸透、汚水は公共下水道へ接続する計画になっています。被害防除措置等に問題はないと見てまいりましたので、ご審議よろしくお願 いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、並びに事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決をいたします。 申請番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	賛成多数により申請番号1は原案通り決定いたします。
議長	引続き事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号2について議案書をもとに朗読】
議長	地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。
14 番委員	6月19日、宮川地区委員4名で現地を確認いたしました。案内図4-2をご覧ください。申請地は第一種住居地域の畑の一部56㎡を、自宅を改築するにあたり進入路とするための転用申請です。現地を確認したところ、周辺農地への影響もなく、この転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願 い申し上げます。
議長	ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、並びに事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決をいたします。 申請番号2について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	賛成多数により申請番号2は原案通り決定いたします。
議長	引続き事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号3について議案書をもとに朗読】
議長	地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

12 番委員	6 月 24 日、湖東地区委員 3 名で現地調査を行いました。案内図 4-3 をご覧ください。自身の名義の土地であり、道路、水路に囲まれた土地であることから周辺農地への影響は少ないことと思われます。狩猟した鹿を解体するための施設と、ジビエの焼肉屋を新設するという申請です。なお、下水道はポンプアップして下水管に繋ぐということで問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいま担当地区委員さん、並びに事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので採決をいたします。 申請番号 3 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	賛成多数により申請番号 3 は原案通り決定いたします。
議長	それでは、議事日程第 5 の議案第 26 号「農地法第 5 条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。 事務局より議案について順次説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
24 番委員	6 月 24 日、ちの地区委員 2 名で現地調査をいたしました。案内図 5-1 をご覧ください。渡人である祖母の管理しきれない土地を借りて、受人である孫が住宅を新築する案件になります。隣接する農地の地権者へは説明済みです。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続し、隣接農地に配慮して平屋建ての計画になっています。被害防除措置等に問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	賛成多数により申請番号 1 は原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
27 番委員	6 月 20 日、宮川地区委員 4 名で現地確認をしてまいりました。案内図 5-

	2をご覧ください。一時転用期間は当初令和5年6月30日までの計画でしたが、工事期間延長のため令和6年3月31日に延長したいという申請です。駐車場については鋼板を敷き詰め、仮設事務所もありましたが、建築物等を期間満了時に撤去することは可能と思われまますので、よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、並びに事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号2について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数により申請番号2については、原案通り決定といたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号3について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
11番委員	6月23日、米沢地区委員2名で現地調査を行いました。案内図5-3をご覧ください。令和3年11月9日、建売住宅用地として農地法第5条の許可を受けた案件の計画変更となります。当初3棟の建売住宅を建築する予定でした。1棟は計画通り建築し、既に売買が済んでおります。残り2棟は現在建築中で、原材料価格の高騰により収益悪化を検討した結果、国からの補助金のある簡易宿泊施設に変更し、建築資材の高騰に対応したいとのこと。計画自体に問題はないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局からの説明につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号3について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数により申請番号3については、原案通り決定といたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号4について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
11番委員	6月23日、米沢地区委員2名により現地確認をいたしました。案内図5-4をご覧ください。5-3の隣接地になります。渡人と受人は親族関係、受人

	<p>は渡人の孫にあたります。渡人は高齢と手不足で農地の管理が難しいため、孫の住宅建築の要望に応じたいとのこと。受人は数件ある候補地の中から、見晴らしの良いこの申請地を選んだとのこと。被害防除措置は適切であり、隣接農地所有者へは説明済みで、特に問題はないと見てまいりましたのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 4 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号 4 について、原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>事務局より議案について説明をお願いします。</p> <p>なお申請番号 5 と 6、承継変更ならびに計画変更ですが、関連がありますので一括で説明をお願いいたします。</p>
次長	<p>【申請番号 5 と 6 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
3 番委員	<p>6 月 24 日、豊平地区委員 3 名にて現地確認に行ってきました。案内図 5-5、5-6 をご覧ください。申請地周辺はアパートや戸建賃貸住宅が多数建てられている地区です。承継変更について、渡人は手不足と高齢のため、当初共同住宅の経営を計画して、平成 17 年に農地法 4 条の許可を受けましたが資金繰りがうまくいかず、売却を希望していました。受人は近隣に工業団地や大学があり、需要が見込めることから共同住宅を建築し、経営することとしました。計画変更について前述の受人は平成 20 年に前述の土地の隣地を資材置場として購入していましたが、今日まで十分な活用をすることなく未完了の状態でした。隣地渡人からの購入要請を受け、両方の土地を合わせて共同住宅を建築し経営することにしました。生活雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内にて浸透枡を設置し地下浸透、この辺りは自然湧水がありますが、側溝に集めて申請地北の用悪水路に放流します。隣接地には適切な距離をとって住宅建築するので、日照・通風等の影響は軽微であると思われます。隣接農地所有者への事前説明は済んでいます。4 月にこの案件について問題視しました申請地の高低差の扱いについては、図面にて説明がなされています。現在は法面が急傾斜ではありますが、緩斜面として芝を植え、緑化と土砂崩落を防ぐとのこと。また敷地内に U 字側溝を設置すると図面に明示されておりまして、水の処理も問題はないと見てきましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>意見等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 5 の承継変更、申請番号 6 の計画変更について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号 5 の承継変更、申請番号 6 の計画変更については、原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
3 番委員	<p>6 月 24 日、豊平地区委員 3 名で現地確認に行ってきました。案内図 5-7 をご覧ください。渡人 3 名は手不足で耕作困難のために土地の売却を希望していました。受人は地元の住宅購入希望者への供給と移住希望者への需要に応じたいとのことで、建売住宅地造成のために購入することとなりました。雨水排水は宅地内・通路共に浸透層を埋設して地下浸透、汚水は公共下水道へ接続します。隣接地には適切な距離をとって住宅建築をするので、日照・通風等の影響は軽微であると思われます。隣接地地権者には説明実施済です。申請書には【都市計画法・茅野市生活環境保全条例に基づく許可申請事前協議済】という文言が記載されていました。3 名で現地を見た時に、とても平らで立派で良い畑で良い場所だなと、農地を変更するのがもったいないなという意見もありましたが、状況が状況ですのでやむなし、と見てきました。ひとまず問題はないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、並びに事務局からの説明につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>14 番委員さん、どうぞ。</p>
14 番委員	<p>現地確認の際に立派な農地でもったいないという意見が出た、とのことですが、ここは農振農用地ですか。それとも除外になっているのでしょうか。</p>
次長	<p>農振地域の白地です。</p>
14 番委員	<p>分かりました。白地ということですね、了承いたしました。</p>
議長	<p>この地域は大変良い畑地帯となっております。この地区の上の方はずっと農振地域ですが白地ということで、集落の計画がありまして上の方を宅地化したいという話が昔ありまして、その時点で白地にしたということです。現在農地として利用している部分はありますが白地ということで今日に至っている、という経過があります。よろしくをお願いします。</p>

14 番委員	白地のため農政審議会にもかからず、普通に許可の枠でやっていくということですね。
議長	はい、そうです。農振の見直しの時に頑なに断られたという経過がありまして、ずっと白地できているという状況であります。茅野市内ではめずらしい、もったいない様な農地なので、委員さんが見てもったいないと感じたことも分かります。皆さん、またタブレットで確認していただければわかると思いますが、そんな歴史があるということでご理解願いたいと思います。
議長	他に意見・質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	質問・意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 7 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数により申請番号 7 について、原案通り決定いたします。
次長	【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
3 番委員	6 月 24 日、豊平地区委員 3 名で現地確認に行ってきました。案内図 5-8 をご覧ください。受人は市内の賃貸住宅に居住していますが、手狭となったために地元に住宅を建築したいと考え、土地を探していました。申請地は実家に近く、父親の知人の土地で安価で譲ってもらえることから選定しました。渡人は高齢と手不足で耕作や管理が困難になりつつある折に、売買の話が持ち上がり、譲ることとなりました。隣接地には適切な距離をとって住宅を建築するので、日照・通風の影響は軽微であると思われます。申請地南側と北側には用悪水路がありますが、造成工事の際には影響を及ぼさないようにするとのことでした。雨水排水は敷地内地下浸透、現地確認の際、南側に隣接する道路との高低差が 1m 以上あり道路の方が高かったため、下水は大丈夫だろうか心配になり、事務局に調べていただきましたが「下水・上水とも問題なし」と回答をいただきました。本申請に問題はないと見てまいりましたので、ご審議をお願い致します。
議長	ありがとうございました。ただいまの地区担当委員さん、ならびに事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 8 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	賛成多数により申請番号 8 は原案通り決定いたします。

議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号 9 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
1 番委員	6 月 22 日、玉川地区委員 4 名で現地確認をしました。案内図 5-9 をご覧ください。北側は幅 4m の市道、東側は田、西側と南側は渡人の田です。渡人は手不足のため受人である子の要望に応じたい、受人は諏訪市内の妻の実家に同居していますが手狭となったため、住宅を建て、移住するための土地を探していました。将来は生まれ育った家の近くに移住する計画でした。この度父親から土地を借用することができたため住宅を建てることにしました。隣接農地の所有者へは 6 月 3 日に事前説明をしております。法面は現況地形で利用、雨水排水は敷地内で地下浸透、生活雑排水は公共下水道へ接続して放流します。その他被害防除措置は適切です。目的の通り住宅を建築しても何ら支障はありません。住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局からの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。 申請番号 9 について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数により申請番号 9 については、原案通り決定いたします。
議長	事務局より議案について説明をお願いします。
次長	【申請番号 10 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
9 番委員	6 月 24 日、北山地区委員 4 名で現地調査を行いました。案内図 5-10 をご覧ください。承継変更の申請です。渡人は平成 28 年にこの土地を購入しました。当初、店舗併用住宅を建築する予定でしたが、体調を崩してしまったため計画を取りやめ、土地を売却処分したいとのことです。受人は長年の計画であった田舎暮らしを実現するため、住宅用地を探していました。申請地では住宅建築の他、バラ園・家庭菜園としても利用する計画です。被害防除措置は適切で、隣接農地所有者への説明も済んでいます。この売買に問題は無いと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。ただいまの担当地区委員さん、及び事務局からの説明につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。 (意見等なし)
議長	意見等がないようですので採決に入ります。

	<p>申請番号 10 の承継変更について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数により申請番号 10 については、原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>議事日程第5の議案第 27 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を議題いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 1 から申請番号 2 について議案書をもとに一括で説明】</p>
議長	<p>ただいま利用権設定につきまして申請番号1から申請番号 2 について、事務局より説明がありました。いずれも新規の契約で、認定農業者による貸借になります。</p> <p>質問等ありましたら挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>質問等がないようですので採決に入ります。</p> <p>申請番号 1 から 2 まで、一括でお願い致します。原案の通り決定することに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数により 2 件の利用権設定につきまして原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>議事日程第6の議案第 28 号「農地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題いたします。</p> <p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>こちらは中間管理機構、長野県農業開発公社を通した売買になります。今回の議案については公社から受人への売渡になります。</p> <p>【申請番号1について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>質問や意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>質問等ありませんので、事務局より説明のありました申請番号 1 につきまして採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数により、申請番号 1 は原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>議事日程第6の議案第 29 号「農地中間管理事業法第 19 条の 2 農地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題いたします。</p> <p>事務局より議案について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号1から 3 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。権利種別</p>

	<p>は貸借権の設定になります。一括にて審議を進めますが、申請番号 1 については以前湖東に住むそば生産者が耕作していたところを、今度は松本市の法人、申請番号 2 については、米沢の農業者、申請番号 3 も豊平の農業法人が、いずれも中間管理権の設定ということです。</p> <p>申請番号 1 から 3 について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)</p>
議長	<p>質問等ありませんので、採決に入ります。申請番号 1 から 3 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数により、申請番号 1 から 3 は原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。 (発言なし)</p>
議長	<p>それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。</p>

令和 5 年 6 月 28 日

議長

委員

委員